

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第5回PTA部会 会議次第

日時：令和7年12月 1日（月）19:00～

場所：宇野中学校 体育館ミーティングルーム

1 開 会

2 協 議

（1）新PTA会則について

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和8年1月下旬頃

4 閉 会

※配布資料

・資料1 PTA 会則の見直し（案）

■ P T A会則の見直し結果

【修正前】

第1章 名 称 第〇条 本会は、玉野市立〇〇中学校 P T A と称し、事務局を同校に置く。 第2章 目 的 第〇条 本会は次の諸項を目的とする。 1 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。 2 保護者と教員が互いに協力し家庭と学校との連絡を密にして教育の成果をあげる。 3 保護者と教員と一般社会の協力を促進して、生徒の心身の健全な発達を図る。 4 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の訓育について保護者と教員とが聡明な協力をするようにする。 5 教育的環境の整備を図る。 6 学区における社会教育の振興に協力する。 7 会員相互の研修のための諸行事を行う。
第3章 方 針 第〇条 本会運営上、下記事項に留意する。 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。 2 本会は非営利的・非宗教的・非政党的団体であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、また、いかなる職務の候補でも推薦することはできない。 3 本会は、校長、教員及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、また、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉する物ではない。 4 本会は学校の財政的維持及び教員の給与並びに生活に関与して直接責任を負うものではない。

【修正後】

第1章 名 称 第〇条 本会は、玉野市立玉野中央中学校 P T A と称し、事務局を同校に置く。 第2章 目 的 第〇条 本会は次の諸項を目的とする。 1 本会は、学校と家庭との連絡を密にし、生徒の成長発達を助け、学校教育の発展を図る。 2 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する。 3 学校の教育的環境の充実を図る。 ~~5 学区における社会教育の振興に協力する。~~ ~~6 会員相互の研修のための諸行事を行う。~~
第3章 方 針 第〇条 本会運営上、下記事項に留意する。 1 教育を本旨とする自主的、民主的な団体として、これを運営する。 2 営利的・宗教的・政治的な活動は行わない。 3 ~~公選の公職者は、役員になることができない。また、本会、又は本会の役員の名で、会私の選挙の候補者を推薦しない。~~ 4 教育問題について研究協議するが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

※赤色は修正前の箇所、 青色は修正(案)の箇所、 緑色は再協議箇所